



島根県報

令和6年6月21日（金）

第 5 2 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和6年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（ ” ）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂 防 課）	6

【公 告】

公共測量の終了（2件）	（技 術 管 理 課）	7
-------------	-------------	---

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		8
---------------------	--	---

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指 定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲の 廃止	（警 察 本 部）	8
--	-----------	---

告 示**島根県告示第418号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和6年7月1日（月）から同年9月3日（火）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

- (1) 筆記試験・適性検査

令和6年9月15日（日）から同月20日（金）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

- (2) 口述試験・身体検査

令和6年9月27日（金）から同月29日（日）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第419号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
雲南中央地区（井戸工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和6年1月12日
雲南中央地区（中谷上工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和6年2月2日

島根県告示第420号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平田ショッピングセンターViVA 島根県出雲市平田町1708-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ラック 代表取締役 小安 正之 島根県出雲市平田町1708-1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708-1	井上 隆智	
(株) フーズマーケットホック	島根県安来市赤江町1448-1	澁谷 仁志	令和6年3月31日 退店
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	
西日本補聴器 (有)	島根県松江市西津田七丁目1-23	永原 学	令和6年3月31日 退店
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
高橋 里美	島根県出雲市平田町1708-1	—	令和6年3月31日 退店
(株) 健菜厨房	島根県出雲市渡橋町1227	北井 加代子	令和6年3月31日 退店
(株) トラスト大創	岡山県岡山市中区浜604-3	井上 隆智	
阿部三菜	島根県出雲市平田町1708-1	—	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) 島根イズム	島根県出雲市平田町1708-1	井上 隆智	
(有) つぼみ	島根県出雲市国富町823-2	田中 百合子	
(有) 風月堂	島根県出雲市平田町486-1	久家 正義	
(株) アイティオール	島根県松江市浜乃木一丁目14-25-101	手嶋 克己	
(有) むろや呉服店	島根県出雲市大社町杵築南1017	室家 啓一郎	
(株) トラスト大創	岡山県岡山市中区浜604-3	井上 隆智	
阿部三菜	島根県出雲市平田町1708-1	—	
(株) あしたの為のDesign	島根県出雲市塩冶町1711-11	布野 カツヒ デ	令和6年1月1日 入店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和6年6月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年6月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町上直江1321外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3-1

(3) 変更しようとする事項（敷地内南側に新たに別棟を設置することに伴う変更）

ア 駐輪場の位置

（変更前）本棟東側及び南側

（変更後）本棟東側及び南側並びに別棟南側

イ 荷さばき施設の位置

（変更前）本棟西側

（変更後）本棟西側及び別棟北側

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）本棟屋内西側及び屋外西側

（変更後）本棟屋内西側及び屋外西側並びに別棟屋内東側

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）本棟西側：午前6時から午後7時まで

（変更後）本棟西側：午前6時から午後7時まで

別棟北側：24時間

(4) 変更する年月日

令和7年2月8日

2 届出年月日

令和6年6月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第423号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸山達也

1 区域の名称 都治（追加）

2 土地の表示

昭和63年島根県告示第456号（都治区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号を結んだ線、標柱15号と16号を結んだ線及び告示で指定した標柱10号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市都治町1546番1	15号
〃 1550番	16号

島根県告示第424号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸山達也

1 区域の名称 村之郷2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から21号までを順次に結んだ線及び標柱14号と21号を結んだ線に

より囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
邑智郡美郷町村之郷121番 5	1号
” 805番	2号及び6号
” 806番	3号から5号まで
” 804番	7号
” 131番	8号から11号まで
” 802番	12号
” 125番地先道路敷	13号
” 809番 1	14号から16号まで
” 810番 2	17号から19号まで
” 145番	20号及び21号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年5月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量）
- 2 作業期間
令和5年12月6日から令和6年5月31日まで
- 3 作業地域
江津市松川町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年5月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年6月21日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、用地測量）
- 2 作業期間
令和6年1月24日から同年5月31日まで
- 3 作業地域
雲南市三刀屋町給下地内

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和6年6月21日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
よしか病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年6月11日
よしか介護医療院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年6月11日

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第18号**

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲（令和6年島根県公安委員会告示第2号）は廃止し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月21日

島根県公安委員会委員長 金崎智枝